令和8年度

市税などの納期

期限内納付にご協力ください。納付は、口座振替が便利です。

問　市税務課収納推進係　　☎85-5514

月	納期限日（口座振替日）	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道料（下水道使用料含）		下水道受益者負担金	用排水路占用料
								A地区	B地区		
4	4月30日							1期			全期
5	6月1日		1期	全期					1期		
6	6月30日	1期						2期			
7	7月 31日		2期		1期	1期	1期		2期		
8	8月31日	2期			2期	2期	2期	3期		1期	
9	9月30日				3期	3期	3期		3期		
10	11月2日	3期	3期				4期	4期		2期	
11	11月30日				4期	4期	5期		4期		
12	12月25日	4期			5期	5期	6期	5期		3期	
1	2月1日				6期	6期	7期		5期		
2	3月1日		4期		7期	7期	8期	6期		4期	
3	3月31日				8期	8期	9期		6期		

※水道料のA地区は大川・大野島、B地区：三又・木室・田口・川口

※条例で定める「納期限日」が休日、その他政令で定める日に該当するときは翌日に設定しています。